

(証券コード 3281)
平成26年5月9日

投資主各位

東京都港区東新橋一丁目5番2号
汐留シティセンター
GLP投資法人
執行役員 三木真人

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年5月26日（月曜日）午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約第15条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。

従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：平成26年5月27日（火曜日）午後2時00分
2. 場 所：東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所ビル 2階 東証ホール
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項：

決 議 事 項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：監督役員2名選任の件
- 第4号議案：補欠執行役員1名選任の件

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるGLPジャパン・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.glpjreit.com/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1 変更の理由

① 第6条の2、第40条関連

平成25年6月19日に公布された金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号。以下「金商法等の一部を改正する法律」といいます。）による投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含み、以下「投信法」といいます。）の改正に対応して、本投資法人が投資主との合意によりいわゆる自己投資口を有償で取得することが可能となるよう、規約の規定を新設するものです。また、この規定の新設に係る規約の改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口を有償で取得することを認める投信法の改正の施行の日に効力を生じるとの附則を置くものです。

② 第20条関連

補欠役員の選任に係る決議が効力を有する期間を被補欠者の任期と揃えるとともに、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを可能とするための規定を新設するものです。

③ 別紙1 関連

金商法等の一部を改正する法律による、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいいます。）に対する投資として運用することを目的とする旨を資産運用の基本方針に掲げ、これに合わせて、資産運用の対象となる資産の種類に関する表記の変更を行うものです。

④ その他

上記の各変更の他、本投資法人に適用される法令の規定の文言と表現を合わせる観点からの変更、平成25年1月4日付にて社団法人投資信託協会が一般社団法人に移行したことに伴う変更、特定の営業期間のみに係る規定が当該営業期間の終了により不要となったことに伴う規定の削除、その他字句等の修正を行うものです。

2 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現行規約	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第10条 (議長) 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。すべての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において<u>予め定めた順序</u>に従い、監督役員の1名がこれにあたる。</p> <p>第20条 (執行役員及び監督役員の任期) 1. ～ 2. (記載省略) (新設)</p> <p>第23条 (招集) 1. (記載省略) 2. 役員会は、法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が1名の場合は当該執行役員が招集し、執行役員が2名以上の場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。 3. (記載省略)</p>	<p><u>第6条の2 (自己投資口の取得)</u> 本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとする。</p> <p>第10条 (議長) 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。すべての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において<u>あらかじめ定めた順序</u>に従い、監督役員の1名がこれにあたる。</p> <p>第20条 (執行役員及び監督役員の任期) 1. ～ 2. (現行のとおり) 3. <u>補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会 (当該投資主総会において役員が選任されなかった場合には、その直前に役員が選任された投資主総会) において選任された被補欠者である役員の任期が満了する時までとする。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u></p> <p>第23条 (招集) 1. (現行のとおり) 2. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が招集し、執行役員が2名以上の場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。 3. (現行のとおり)</p>

現行規約	変更案
<p>第24条（役員会の決議） 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、議決に加わることができる執行役員及び監督役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>第28条（会計監査人の任期）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （記載省略） 2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、<u>その</u>投資主総会において再任されたものとみなす。 <p>第32条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （記載省略） <ol style="list-style-type: none"> (1) ～(8)（記載省略） (9) 上記に定めのない場合は、投信法、社団法人投資信託協会の評価規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌して算出された価額により評価する。 2. ～3. （記載省略） 	<p>第24条（役員会の決議） 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる執行役員及び監督役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>第28条（会計監査人の任期）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （現行のとおり） 2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、<u>当該</u>投資主総会において再任されたものとみなす。 <p>第32条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （現行のとおり） <ol style="list-style-type: none"> (1) ～(8)（現行のとおり） (9) 上記に定めのない場合は、投信法、<u>一般</u>社団法人投資信託協会の評価規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌して算出された価額により評価する。 2. ～3. （現行のとおり）

現行規約	変更案
<p>第34条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>(1) （記載省略）</p> <p>(2) 分配金額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。）第67条の15及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号、その後の改正を含む。）第39条の32の3（以下、両規定を「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。）を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする（<u>但し、利益の金額を上限とする。</u>）。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金等を積み立てることができる。</p> <p>(3) （記載省略）</p>	<p>第34条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. （現行のとおり）</p> <p>(1) （現行のとおり）</p> <p>(2) 分配金額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。）第67条の15及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号、その後の改正を含む。）第39条の32の3（以下、両規定を「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。）を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金等を積み立てることができる。</p> <p>(3) （現行のとおり）</p>

現行規約	変更案
<p>2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、a) 金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合において、当該要件を満たすことを目的とする場合又はb) 経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、出資の払戻しとして利益の金額を超えて金銭を分配することができる。但し、<u>社団法人投資信託協会</u>の規則等において定める額を限度とする。なお、本投資法人は、原則として毎期継続的に当該利益を超える金銭の分配を行っていく方針とする。また、その実施及び金額の決定にあたっては、保有資産の競争力の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額及び本投資法人の財務状態に十分配慮する。但し、経済環境、不動産市場の動向、保有資産の状況及び財務の状況等を踏まえ、本投資法人が不適切と判断した場合には利益を超える金銭の分配を行わない。</p> <p>3. ～4. (記載省略)</p> <p>5. <u>社団法人投資信託協会</u>規則 本投資法人は、第1項乃至第4項に定める<u>他</u>、金銭の分配にあたっては、<u>社団法人投資信託協会</u>の定める規則等に従うものとする。</p>	<p>2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、a) 金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合において、当該要件を満たすことを目的とする場合又はb) 経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、出資の払戻しとして利益の金額を超えて金銭を分配することができる。但し、<u>一般社団法人投資信託協会</u>の規則等において定める額を限度とする。なお、本投資法人は、原則として毎期継続的に当該利益を超える金銭の分配を行っていく方針とする。また、その実施及び金額の決定にあたっては、保有資産の競争力の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額及び本投資法人の財務状態に十分配慮する。但し、経済環境、不動産市場の動向、保有資産の状況及び財務の状況等を踏まえ、本投資法人が不適切と判断した場合には利益を超える金銭の分配を行わない。</p> <p>3. ～4. (現行のとおり)</p> <p>5. <u>一般社団法人投資信託協会</u>規則 本投資法人は、第1項乃至第4項に定める<u>ほか</u>、金銭の分配にあたっては、<u>一般社団法人投資信託協会</u>の定める規則等に従うものとする。</p>

現行規約	変更案
<p>第35条（借入金及び投資法人債の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得若しくは修繕等、分配金の支払又は債務の返済（敷金及び保証金の<u>支払</u>、借入金の返済並びに投資法人債の償還を含む。）等の資金手当てを目的として、資金を借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）を発行することができる。但し、短期投資法人債の発行により調達した資金の用途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとする。なお、資金を借り入れる場合は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「金融商品取引法」という。）に規定する適格機関投資家（投資法人に係る課税の特例規定に定める機関投資家に限る。）からの借入に限るものとする。</p> <p>2. ～3.（記載省略）</p>	<p>第35条（借入金及び投資法人債の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得若しくは修繕等、分配金の支払又は債務の返済（敷金及び保証金の<u>返還</u>、借入金の返済並びに投資法人債の償還を含む。）等の資金手当てを目的として、資金を借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）を発行することができる。但し、短期投資法人債の発行により調達した資金の用途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとする。なお、資金を借り入れる場合は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「金融商品取引法」という。）に規定する適格機関投資家（投資法人に係る課税の特例規定に定める機関投資家に限る。）からの借入に限るものとする。</p> <p>2. ～3.（現行のとおり）</p>
<p>第36条（資産運用会社に対する資産運用報酬の<u>支払い</u>に関する基準）</p> <p>1. 本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う資産運用報酬の<u>支払い</u>に関する基準は、次の通りとする。</p>	<p>第36条（資産運用会社に対する資産運用報酬の<u>支払</u>に関する基準）</p> <p>1. 本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う資産運用報酬の<u>支払</u>に関する基準は、次の通りとする。</p>

現行規約	変更案
<p>(1) 運用報酬 1 本投資法人の決算期の翌日から決算期の3ヶ月後の日までの期間（以下「計算期間Ⅰ」という。）及び計算期間Ⅰの末日の翌日から決算期までの期間（以下「計算期間Ⅱ」という。）の運用に対する対価として、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に0.18%を乗じた金額に、当該計算期間Ⅰ又は計算期間Ⅱの実日数を乗じ、365で除して得られる金額（1円未満切捨て）を上限として運用報酬1を支払うものとする。</p> <p>「計算期間Ⅰ」における総資産額 計算期間Ⅰの直前の決算期における貸借対照表（投信法に基づく役員会の承認を受けたもの。以下同じ。）に記載された総資産額。</p> <p>「計算期間Ⅱ」における総資産額 直前の「計算期間Ⅰ」における総資産額に、計算期間Ⅰの期間中に本投資法人が取得した不動産関連資産（別紙1において定義される。以下同じ。）の取得価額を加算し、処分した不動産関連資産の直前の決算期における貸借対照表上の帳簿価額（但し、直前の決算期における貸借対照表上に計上されていない不動産関連資産についてはその取得価額）を減算した額。</p> <p>「計算期間Ⅰ」に係る運用報酬1は、計算期間Ⅰの末日より2ヶ月以内に支払い、「計算期間Ⅱ」に係る運用報酬1は、計算期間Ⅱの末日より2ヶ月以内に支払うものとする。</p>	<p>(1) 運用報酬 1 本投資法人の決算期の翌日から決算期の3ヶ月後の日までの期間（以下「計算期間Ⅰ」という。）及び計算期間Ⅰの末日の翌日から決算期までの期間（以下「計算期間Ⅱ」という。）の運用に対する対価として、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に0.18%を乗じた金額に、当該計算期間Ⅰ又は計算期間Ⅱの実日数を乗じ、365で除して得られる金額（1円未満切捨て）を上限として運用報酬1を支払うものとする。</p> <p>「計算期間Ⅰ」における総資産額 計算期間Ⅰの直前の決算期における貸借対照表（投信法に基づく役員会の承認を受けたもの。以下同じ。）に記載された総資産額。</p> <p>「計算期間Ⅱ」における総資産額 直前の「計算期間Ⅰ」における総資産額に、計算期間Ⅰの期間中に本投資法人が取得した不動産関連資産（別紙1において定義される。以下同じ。）の取得価額を加算し、処分した不動産関連資産の直前の決算期における貸借対照表上の帳簿価額（但し、直前の決算期における貸借対照表上に計上されていない不動産関連資産についてはその取得価額）を減算した額。</p> <p>「計算期間Ⅰ」に係る運用報酬1は、計算期間Ⅰの末日より2ヶ月以内に支払い、「計算期間Ⅱ」に係る運用報酬1は、計算期間Ⅱの末日より2ヶ月以内に支払うものとする。</p>

現行規約	変更案
<p><u>上記にかかわらず、本投資法人の第2期営業期間中の運用に対する対価としての運用報酬1については、以下に定める額及び時期にて支払うものとする。</u></p> <p><u>第2期営業期間中において本投資法人が取得する不動産関連資産について、各資産の取得価額に0.18%を乗じた金額に、本投資法人が当該不動産関連資産を取得した日（当日を含む。）から第2期営業期間の末日までの実日数を乗じ、365で除して得られる金額（1円未満切捨て）の合計を上限として第2期営業期間の末日より2ヶ月以内に支払うものとする。</u></p> <p>(2)～(5)（記載省略）</p> <p>2. 資産運用報酬の支払いに際しては、当該報酬にかかる消費税及び地方消費税相当額を別途本投資法人が負担するものとし、本投資法人は、当該支払いにかかる資産運用報酬に、それにかかる消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、資産運用会社の指定する銀行口座への振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額にかかる消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とする。）又は口座振替の方法により支払うものとする。</p> <p><u>第40条（本投資法人の第1期営業期間及び第2期営業期間）</u></p> <p><u>第33条の規定にかかわらず、本投資法人の第1期営業期間は、本投資法人設立の日から2012年6月末日まで、第2期営業期間は、2012年7月1日から2013年2月末日までとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(5)（現行のとおり）</p> <p>2. 資産運用報酬の支払に際しては、当該報酬にかかる消費税及び地方消費税相当額を別途本投資法人が負担するものとし、本投資法人は、当該支払にかかる資産運用報酬に、それにかかる消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、資産運用会社の指定する銀行口座への振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額にかかる消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とする。）又は口座振替の方法により支払うものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行規約	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>別紙1 資産運用の対象及び方針</p> <p>I. 資産運用の基本方針 本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指して、<u>主として下記で定義される不動産等（第Ⅲ項1.b.において定義される。）及び不動産対応証券（第Ⅲ項1.c.において定義される。）</u>に投資を行うことを通じて資産の運用を行う。</p> <p>II. 投資態度</p> <p>1. 本投資法人は、物流施設又は物流施設に付随・関連する不動産を本体又は裏付けとする不動産関連資産を主たる投資対象とする。</p> <p>2. ～6.（記載省略）</p> <p>III. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等</p> <p>1. <u>主たる投資対象とする特定資産</u> 本投資法人は、上記I.に規定される基本方針に従い、<u>主として次に掲げる特定資産に投資する。</u></p> <p>a. ～b.（記載省略）</p> <p>c. <u>不動産等を主たる投資対象とすることを目的とする次に掲げるもの（前各号に該当するものを除く。権利を表示する証券が発行されていない場合には当該証券に表示されるべき権利を含む。）（以下併せて「不動産対応証券」といい、不動産等と不動産対応証券を併せて「不動産関連資産」という。）</u></p> <p>i) ～iv)（記載省略）</p> <p>2. ～3.（記載省略）</p>	<p><u>第40条(改正の効力発生)</u> <u>第6条の2の新設に係る改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口を有償で取得することを認める投信法の改正の施行日に効力を生じるものとする。</u></p> <p>別紙1 資産運用の対象及び方針</p> <p>I. 資産運用の基本方針 本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指し、<u>資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。）に対する投資として運用することを目的として、第Ⅲ項に掲げる資産に投資を行うことを通じて資産の運用を行う。</u></p> <p>II. 投資態度</p> <p>1. 本投資法人は、物流施設又は物流施設に付随・関連する不動産を本体又は裏付けとする不動産関連資産（<u>第Ⅲ項1.において定義される。</u>）を主たる投資対象とする。</p> <p>2. ～6.（現行のとおり）</p> <p>III. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等</p> <p>1. <u>不動産関連資産</u> 本投資法人は、上記I.に規定される基本方針に従い、次に掲げる特定資産に投資する（以下、<u>a.、b.及びc.を併せて「不動産関連資産」という。</u>）。</p> <p>a. ～b.（現行のとおり）</p> <p>c. <u>不動産等を主たる投資対象とすることを目的とする次に掲げるもの（前各号に該当するものを除く。権利を表示する証券が発行されていない場合には当該証券に表示されるべき権利を含む。）（以下併せて「不動産対応証券」という。）</u></p> <p>i) ～iv)（現行のとおり）</p> <p>2. ～3.（現行のとおり）</p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員三木真人は、平成26年10月29日をもって任期満了となりますが、平成26年5月31日付で辞任することを予定しております。これに伴い、新たに執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案が承認された場合、新たな執行役員の任期は、平成26年6月1日から2年間とします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、平成26年4月23日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	所 有 投資口数
み き まさと 三 木 真 人 (昭和39年3月17日)	昭和62年4月 三井不動産株式会社入社（不動産証券化業務等に従事） 平成14年8月 プロロジス・ジャパン・マネージメント・インク入社（同社の経営に従事） 平成16年4月 株式会社プロロジス 代表取締役就任 平成21年3月 GLプロパティーズ株式会社（現：グローバル・ロジスティック・プロパティーズ株式会社）代表取締役就任 平成23年4月 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社取締役（非常勤）就任 平成23年9月 GLP投資法人執行役員就任（現任） 平成24年10月 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長就任（現任）	1,397口

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である、GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長を兼任しております。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務を執行しております。

第3号議案：監督役員2名選任の件

監督役員井上寅喜及び山口孝太の両名は、平成26年10月29日をもって任期満了となりますが、平成26年5月31日付で辞任することを予定しております。これに伴い、新たに監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案が承認された場合、新たな監督役員の任期は、平成26年6月1日から2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所 有 投資口数
1	井上寅喜 (昭和31年9月6日)	昭和55年10月 アーサーアンダーセン東京事務所(現：有限責任あずさ監査法人)入所 平成20年7月 株式会社ヒューロンコンサルティンググループ マネージングディレクター就任 平成20年7月 井上寅喜公認会計士事務所所長就任(現任) 平成22年7月 株式会社アカウンティングアドバイザー 代表取締役社長就任(現任) 平成23年6月 パイオニア株式会社 社外監査役就任(現任) 平成23年9月 GLP投資法人監督役員就任(現任)	0口
2	山口孝太 (昭和49年7月14日)	平成12年10月 長島・大野・常松法律事務所入所(平成12年から平成15年まで、平成17年から平成23年まで) 平成18年5月 Columbia University School of Law卒業(LL.M.) 平成18年10月 Debevoise & Plimpton LLP (New York) 勤務 平成23年9月 木村・多久島・山口法律事務所開設(現任) 平成23年9月 GLP投資法人監督役員就任(現任) 平成25年6月 株式会社平和 社外取締役就任(現任)	0口

- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・上記監督役員候補者井上寅喜は、井上寅喜公認会計士事務所の所長、株式会社アカウンティングアドバイザーの代表取締役社長及びパイオニア株式会社の社外監査役を兼務しております。
- ・上記監督役員候補者山口孝太は、株式会社平和の社外取締役を兼務しております。

第4号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第1号議案が可決されることを条件として、本投資法人規約第20条第3項の規定により、平成26年6月1日から2年間とします。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成26年4月23日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	所 有 投資口数
たつ み よう じ 辰 巳 洋 治 (昭和41年7月23日)	平成2年4月 株式会社太陽神戸三井銀行（現：株式会社三井住友銀行）入行 平成8年1月 IMD（スイス ローザンヌ）にて経営学修士（MBA）取得 平成9年1月 株式会社さくら銀行（現：株式会社三井住友銀行）シンガポール支店 平成15年12月 株式会社三井住友銀行 国際法人営業部 平成20年7月 株式会社プロロジス入社 平成21年7月 GLプロパティーズ株式会社入社（現：グローバル・ロジスティック・プロパティーズ株式会社）財務経理部長就任 平成23年4月 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社 非常勤監査役就任 平成24年9月 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社 財務管理本部長就任（現任）	82口

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である、GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社の財務管理本部長を兼任しております。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

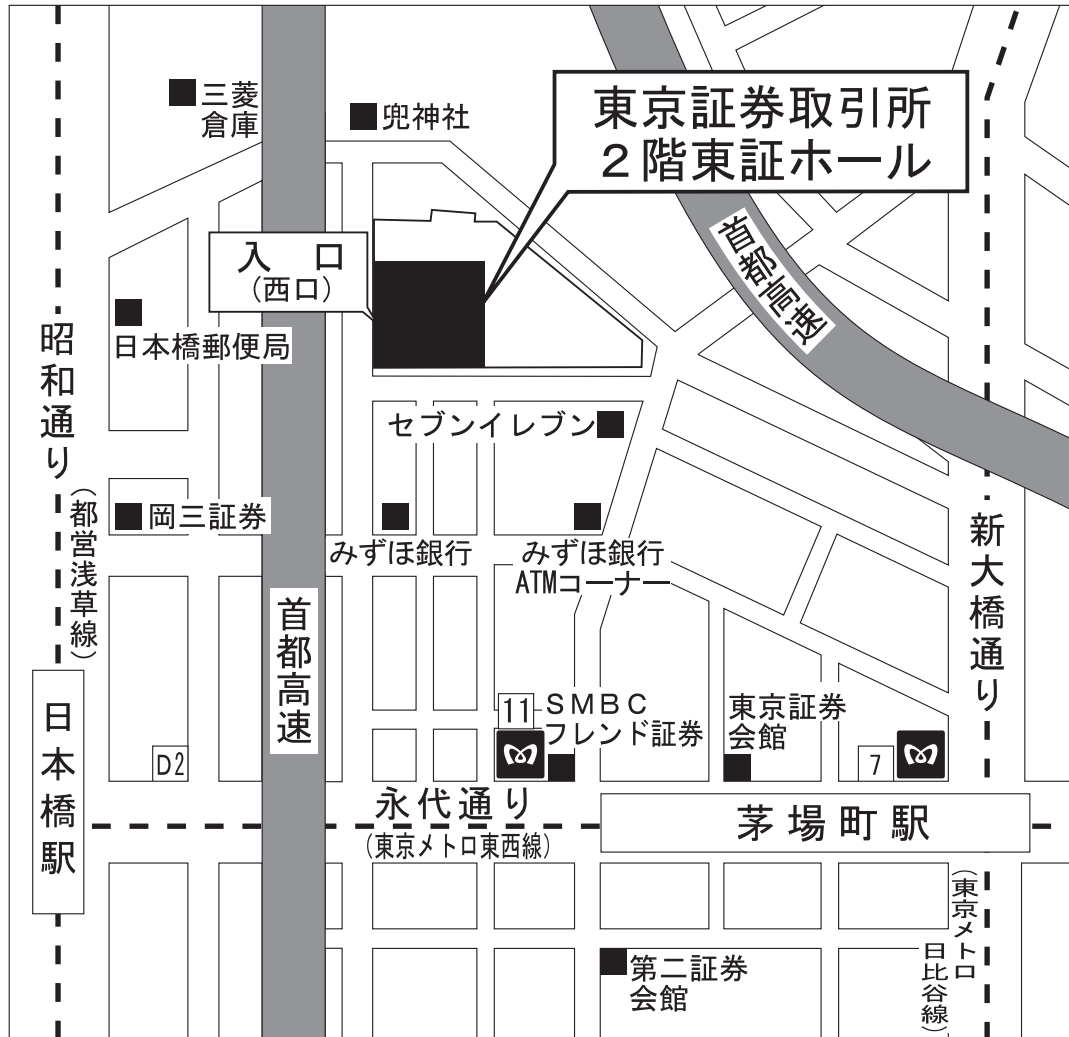
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第15条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所ビル 2階 東証ホール
電話 03-3666-0141



交通のご案内

東京メトロ東西線	茅場町駅	(出口11)	徒歩5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	(出口7)	徒歩7分
都営地下鉄浅草線	日本橋駅	(出口D2)	徒歩5分

お願い

- 東京証券取引所へのご入場は西口よりお願い申し上げます。
- ご入場に当たっては、警備員に議決権行使書面をご提示ください。
- ご入場の際に、警備員による金属探知機の検査があります。
- 会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。